

【アメリカ】2018年アジア安心供与イニシアチブ法案の提出

海外立法情報課 西住 祐亮

* 2018年4月24日、アジアに対する米国の関与の在り方を規定する2018年アジア安心供与イニシアチブ法案が提出された。法案の内容を、日本関係に着目して紹介する。

1 経緯

上院外交委員会の東アジア・太平洋・国際サイバーセキュリティ政策小委員会は、2017年に「アジア太平洋での米国のリーダーシップ (American Leadership in the Asia-Pacific)」と題する公聴会を4回にわたって開催し、いずれの回においても、招かれた外部の専門家は、それぞれ米国のリーダーシップの重要性を強調していた。

こうした議論を踏まえ、2018年4月24日には、小委員長を務めるコーリー・ガードナー (Cory Gardner) 上院議員 (共和党、コロラド州) 等が、2018年アジア安心供与イニシアチブ法案 (Asia Reassurance Initiative Act of 2018, S. 2736) を提出した¹。この法案は、連邦議会の意思として、米国のリーダーシップの重要性を強調した上で、リーダーシップの維持・強化に向けた具体的な行動を行政政府に対して求めている。

また、この法案の公聴会が、2018年5月15日、同じ小委員会で開催された (本誌 277-1号 (2018年10月) pp.32-34 参照)。

2 法案の内容

(1) 法案の構成

この法案は、冒頭部分を除くと、大きく分けて3つの編から構成され、全27条から成る。インド太平洋で米国の利益を追求する重要性を強調し、そのための方策を列挙している点はこの編にも共通するが、第1編 (第101条～第115条) は軍事・安全保障面での利益、第2編 (第201条～第207条) は経済・貿易面での利益、第3編 (第301条～第305条) は価値・規範面での利益を扱っている。

(2) 第1編：軍事・安全保障

第102条は、この地域の同盟について規定している。日本については、米国が日米安全保障条約にコミットしていることや、この地域の平和と安定を促進する上で、日米同盟が「極めて重要な役割」を担っていることを確認している。韓国、オーストラリア、フィリピン、タイについても、日本と同様の確認をしている。

第106条は、安全保障における日米韓協力について規定している。具体的には、ミサイル防衛や情報共有の分野における三国間協力の重要性を、連邦議会の意思として確認している。

第107条は、日米豪印戦略対話 (Quadrilateral Security Dialogue) について規定している。ル

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年9月7日である。

¹ “Asia Reassurance Initiative Act of 2018,” 115th Congress, 2nd Session, April 24, 2018. <<https://www.congress.gov/bills/115/congressional-legislation/2018-04-24/asia-reassurance-initiative-act-of-2018>> この法案の共同提出者は、エドワード・マーキー (Edward Markey) 上院議員 (民主党、マサチューセッツ州) やマルコ・ルビオ (Marco Rubio) 上院議員 (共和党、フロリダ州) などの9名 (共和党5名、民主党4名) である。なお、2018年9月現在、この法案は成立に至っていない。

ールに基づく秩序や国際法の尊重を促進する上で、四国間の対話が重要になるとの見方を、連邦議会の意思として確認している。

第 109 条は、台湾について規定している。1979 年台湾関係法などに基づく従来の米国のコミットメントを確認した上で、2018 年 3 月に成立した台湾旅行法²に基づいて、米高官による台湾訪問を大統領が認可すべきとの見方も示している。

第 110 条は、北朝鮮問題について規定している。北朝鮮が不法に核・ミサイル開発を進めてきたことを強調し、北朝鮮がこれまでに違反してきた国連安保理決議についても、具体的に全て列挙している。また米国の基本方針が、「最大限の圧力と関与」を通じた「北朝鮮の平和的な非核化」であることも確認している。北朝鮮との交渉については、「完全かつ検証可能で不可逆的な非核化 (CVID)」が、米国の目標となることを明記している。加えて第 110 条は、行政府に対して、北朝鮮問題に関する報告書を連邦議会に提出することも求めており、この中では、非核化に向けた行程表の評価や、米国の北朝鮮政策に協力的でない国々のリスト化なども要求している。

第 112 条は、「航行の自由作戦 (Freedom of Navigation and Overflight Operation)」について規定している。「航行の自由作戦」を、定期的かつ国際法に則した形で行うことを、米国の基本方針として確認している。

(3) 第 2 編：経済・貿易

第 201 条は、各種の統計を用いて、米国経済にとってのインド太平洋の重要性（米国内の雇用創出への貢献など）を強調している。またインド太平洋地域の国々との貿易が、米国の経済、輸出、雇用にとって非常に重要であることを、連邦議会の意思として確認している。

第 202 条は、貿易に関する交渉や多国間協定について規定している。米国の経済・雇用の拡大に貢献するあらゆる貿易協定や、高水準の二国間投資協定を支持することを、連邦議会の意思として確認している。

第 206 条は、インド太平洋地域へのエネルギー輸出について規定している。エネルギー輸出に関する戦略の作成を行政府に対して求め、液化天然ガスの輸出認可を支持する見方を、連邦議会の意思として表明している。

(4) 第 3 編：価値・規範

第 301 条は、価値・規範の重要性や、近年の傾向などについて規定している。人権の擁護や民主的価値の尊重が、米国の安全保障上の利益にかなうことを、連邦議会の意思として確認している。加えて、インド太平洋地域の国々で、法の支配や市民的自由が後退する傾向にあるとの懸念も表明している。

第 304 条は、人権や信仰の自由を犯した主体に対する懲罰手段について規定している。こうした主体に対して制裁を課す権限や、経済支援を停止する権限を、大統領が法的に備えていることを確認している。

第 305 条は、歳出権限について規定している。この中で、北朝鮮については、北朝鮮国内の情報の自由な流通を促進することに、毎年 1000 万ドル(2019 会計年度から 2023 会計年度まで)の予算を認めている。

² 台湾旅行法 (Taiwan Travel Act, P.L.115-135) については、廣瀬淳子「【アメリカ】台湾旅行法」『外国の立法』No.276-1, 2018.7, p.24. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117163_po_02760111.pdf?contentNo=1> を参照。